

消防水利（防火水槽）の設置について

那覇市内において開発行為を行う場合、整備計画を含めて

防火水槽の設置が必要になります。

消火栓ではなく、**防火水槽**の設置が必要な理由

大規模な地震が発生した場合、同時に多数の火災が発生し、大きく燃え広がるおそれがあります。

また、地震の影響で消火栓の配管が壊れ、**消火栓が使用なくなることが予想されます。**

そのため、地震時に有効な消防水利を整備しておく必要があることから、**防火水槽の設置**を進めています。



防火水槽の使用方法

防火水槽は、消防隊や消防団、そして地域の自主防災組織等が活用します。

防火水槽があれば、一つの建物を火災から守るだけでなく、木造住宅密集地域等での火災時で、消防水利の確保に繋がり、その地域の安全性も向上します。



防火水槽の設置が必要な、開発区域。

開発区域において、付近にある既設の消防水利から半径80メートル又は100メートル以内に包含されている開発区域については、基本的に**防火水槽の設置を免除**することができます。

ただし、既設の消防水利の一つは防火水槽である必要があります。

用途地域により、付近の防火水槽から半径80メートル又は100メートル以内に包含されない、又は防火水槽の設置が無い区域については、**防火水槽の設置が必要**となります。

※ 開発区域付近の防火水槽の設置状況については、那覇市消防局警防課にて確認できます。



Aの区域：80m・100mに包含→設置不要

Bの区域：80m・100mに包含されない

→設置要す

既設消防水利とは

那覇市における開発行為に伴う、消防水利(既設消防水利)とは①防火水槽と②消火栓を言います。

① 防火水槽・・・消防の用に供する有蓋防火水槽

(1) 容量が40m³以上を有している必要があります。

(2) 耐震強度を有している必要があります。

「既存防火水槽の簡易式強度・耐震診断の手引き」日本消防安全センターより

② 消火栓・・・那覇市の水道事業管理者が管理している公設の消火栓

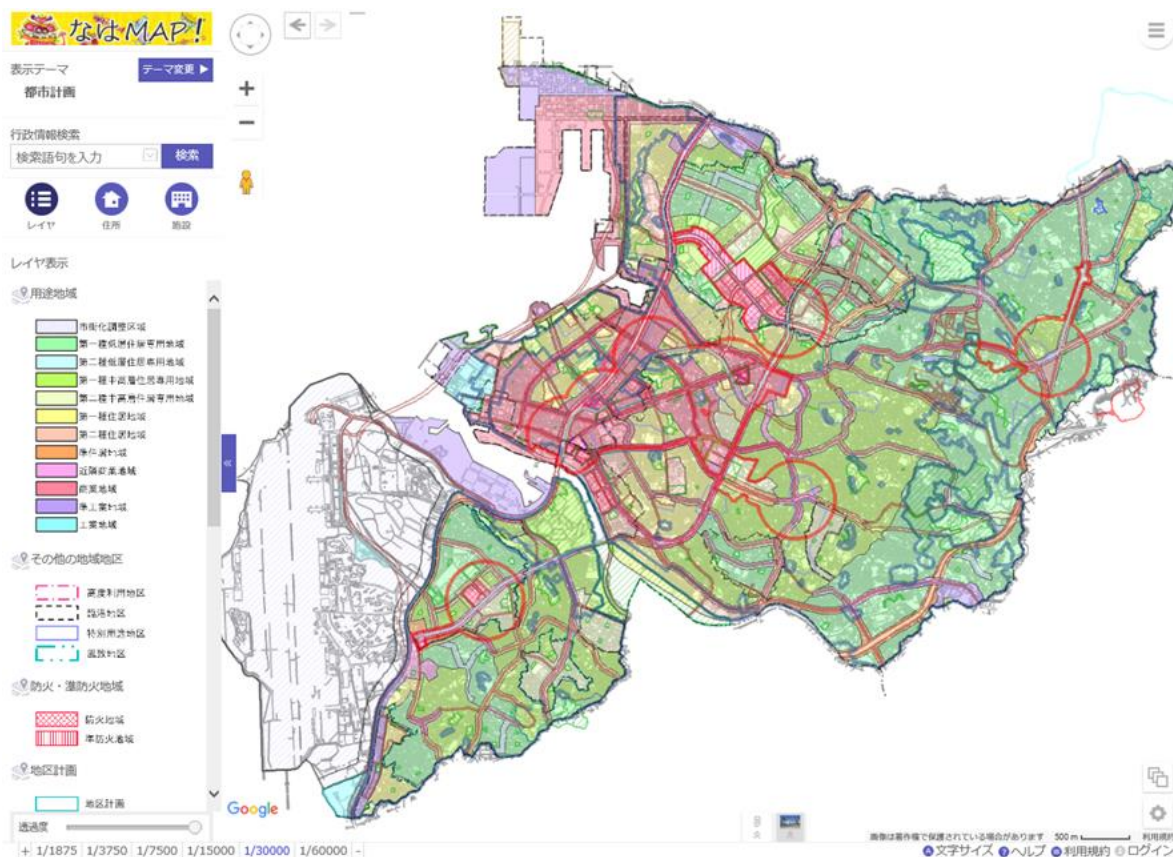
消防水利による開発区域の包含

開発区域の用途地域によって、消防水利による包含距離が変わってきます。

下記の表を参考にしてください。

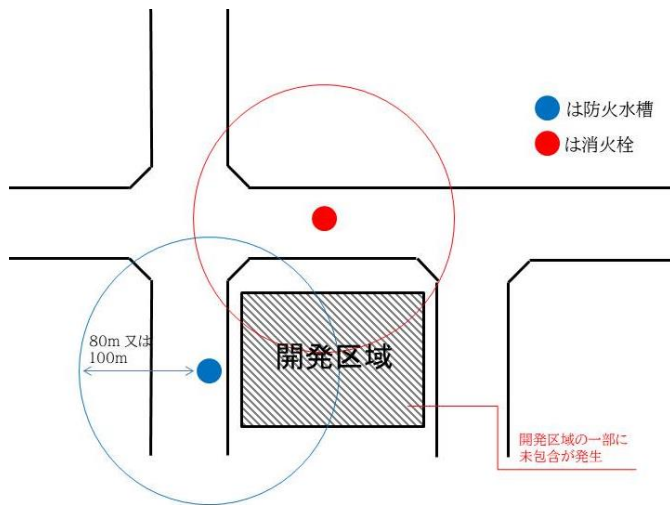
用途地域	包含距離	消防水利の配置
近隣商業地域、商業地域 工業地域、工業専用地域	80メートル	包含距離は、消防水利を中心とした半径を指し、その円内に施工区域がすべて包含されるように配置する。
上記以外の用途地域及び用途地域の指定されていない地域	100メートル	

那覇市内における用途地域は、那覇市公式ホームページ「[なはMAP\(都市計画\)](#)」から閲覧できます。(下記なはMAP図)



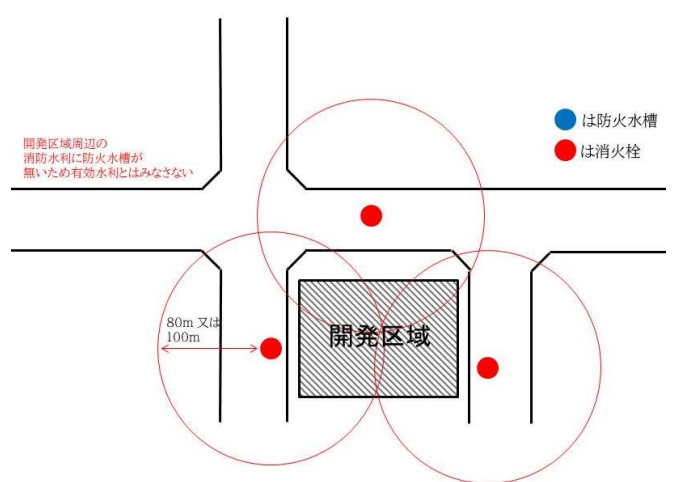
防火水槽の設置が必要となる包含例

図 1：既設消防水利未包含



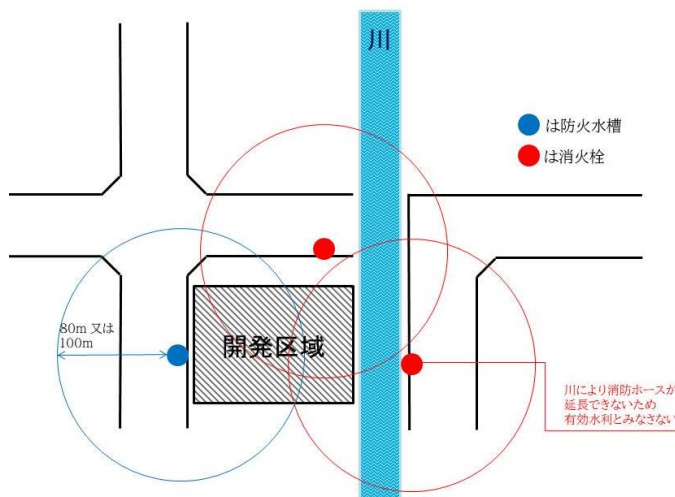
開発区域の一部が、消防水利の未包含であるため、設置を要する。

図 2：既設消防水利未包含



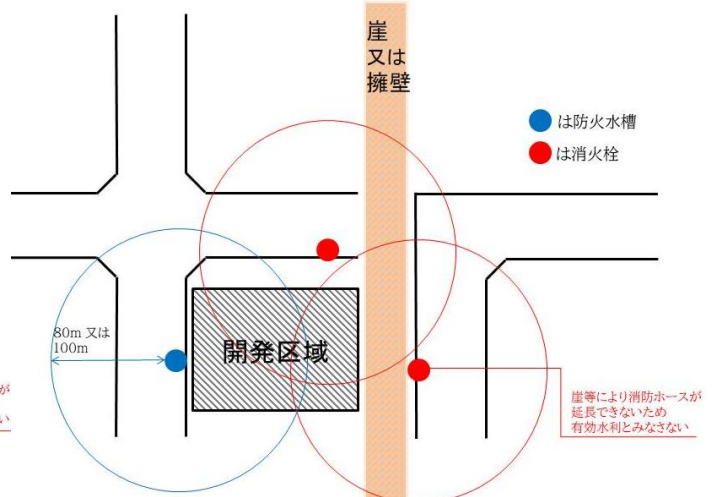
開発区域が、消防水利に包含されているが、防火水槽がないため、設置を要する。

図 3：既設消防水利未包含



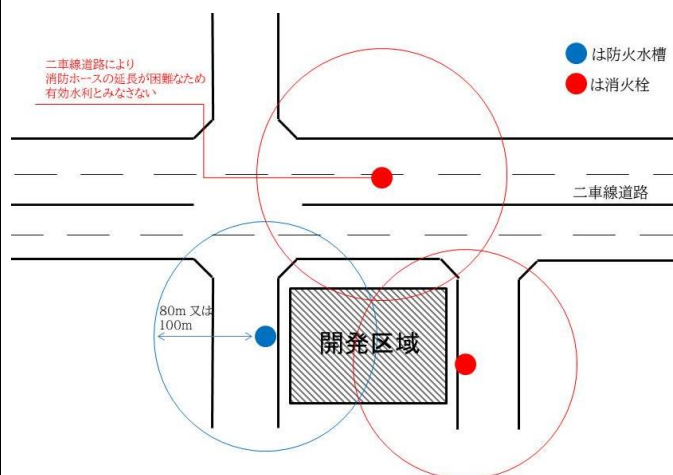
川により、消防ホースを延長することができないため、未包含区域ができ、設置を要する。

図 4：既設消防水利未包含



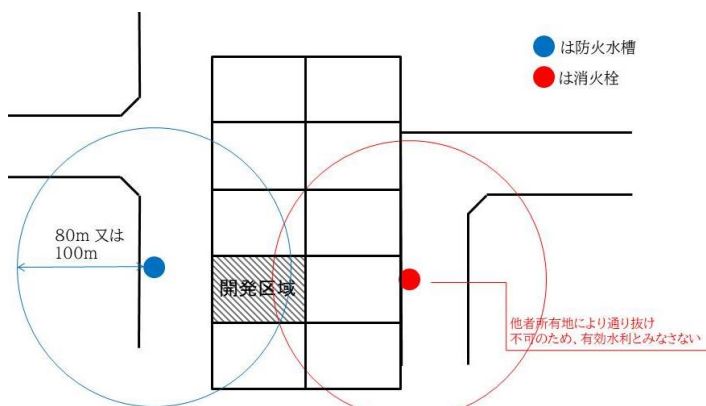
崖又は擁壁等により、消防ホースを延長することができないため、未包含区域ができ、設置を要する。

図 5：既設消防水利未包含



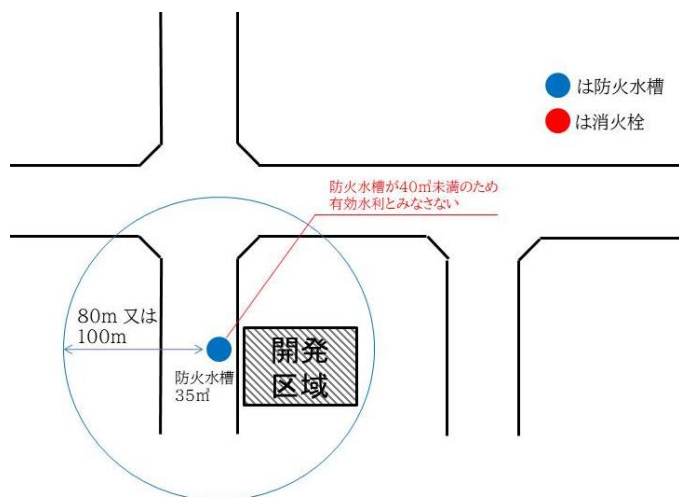
包含している消防水利の一部が、二車線道路上に設置されており、消防ホースの延長が困難であるため、設置を要する。

図 6：既設消防水利未包含



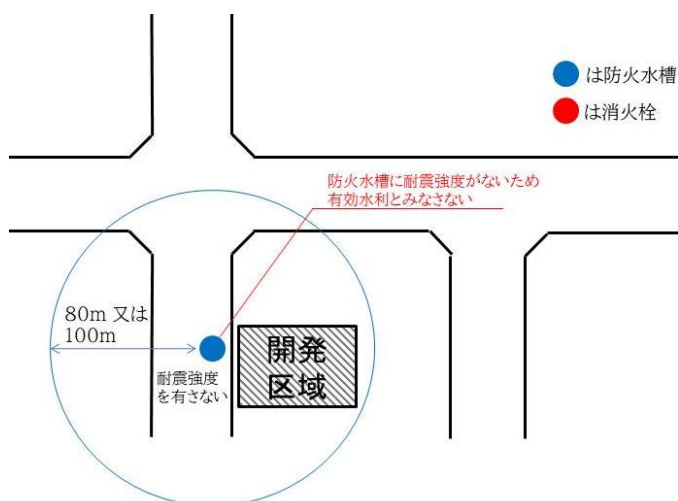
開発区域が消防水利により包含されているが、他者所有の建物により消防ホースを延長することができないため、未包含区域ができ、設置を要する。

図 7：既設消防水利未包含



既設の防火水槽の容量が40 m³未満であるため、設置を要する。

図 8：既設消防水利未包含



既設の防火水槽が耐震強度を有していないため、設置を要する。

※ 既設消防水利の確認は、消防局（警防課）が現場確認を行います

こんな**防火水槽**が、必要になります。

防火水槽の種類

① 現場打ち防火水槽（参考 図1）

→ **設置予定地にコンクリートを打設したもの・鉄筋コンクリート製のもの**

② 地中ばり防火水そう（参考 図2）

→ **現場打ち防火水そうで建築物の基礎構造部と一体のもの**

③ 二次製品防火水そう（二次製品耐震性貯水槽）（参考 図3 図4）

→ **消防庁長官が指定した「財団法人日本消防設備安全センターの認定」**があるもので、工場において、生産された部材を使用して建設されるもの。

※根拠規定 ＝ 「二次製品防火水槽等認定規定」

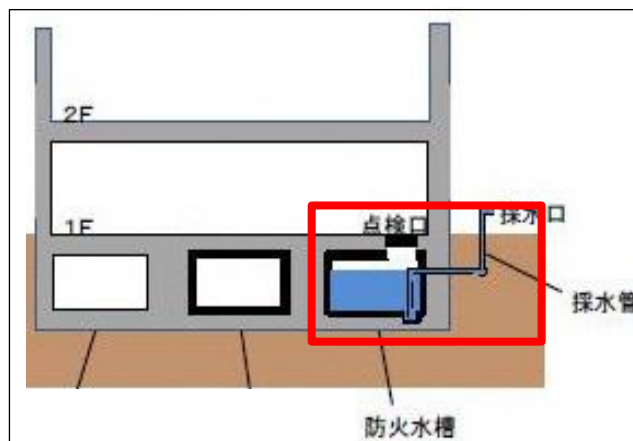
上記規定は、財団法人日本消防設備安全センターが行う二次製品防火水槽等の認定に関し必要な事項を定めた規定である。

④ その他の防火水そう

→ 二次製品防火水そうと同等以上の強度を有し、かつ、耐久性及び水密性を有するもの。



（図1 コンクリート打設による防火水そう）



（図2 地中ばり防火水槽（耐震性貯水槽））



（図3 二次製品防火水槽 ）



（図4 耐震性貯水槽）

防火水槽の設置条件

- ① 常時貯水量が40 m³以上又は取水可能量が毎分1 m³以上でかつ連続40分以上の給水能力を有す。
- ② 地下式で、強度・耐久性・水密性に優れたもの。
- ③ 一層式で設置場所によってⅠ型～Ⅲ型の構造

防火水槽Ⅰ型～Ⅲ型とは・・・財団法人日本消防設備安全センターが示す荷重

Ⅰ型防火水槽	公園、宅地等自動車が入る恐れのない場所の地下に設ける。
Ⅱ型防火水槽	上記以外の場所の地下に設けるもので、T-20の自動車荷重が載荷されるもの
Ⅲ型防火水槽	上記以外の場所の地下に設けるもので、T-25の自動車荷重が載荷されるもの

補足) T-25 大型車両の走行頻度が高い道路に使用

T-20 // 低い道路に使用

- ④ 底設(集水)ピットを有している (右図 参考)

底設(集水)ピットとは

消防水の有効利用を図るため、

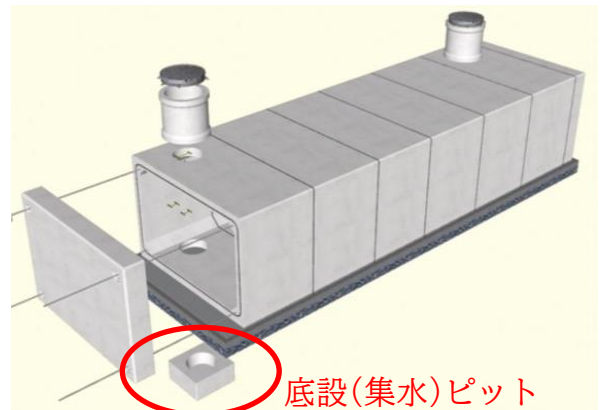
水そうの底部の一部に設けられる取水部分をいう

底設(集水)ピットの深さは、50センチメートル以上で

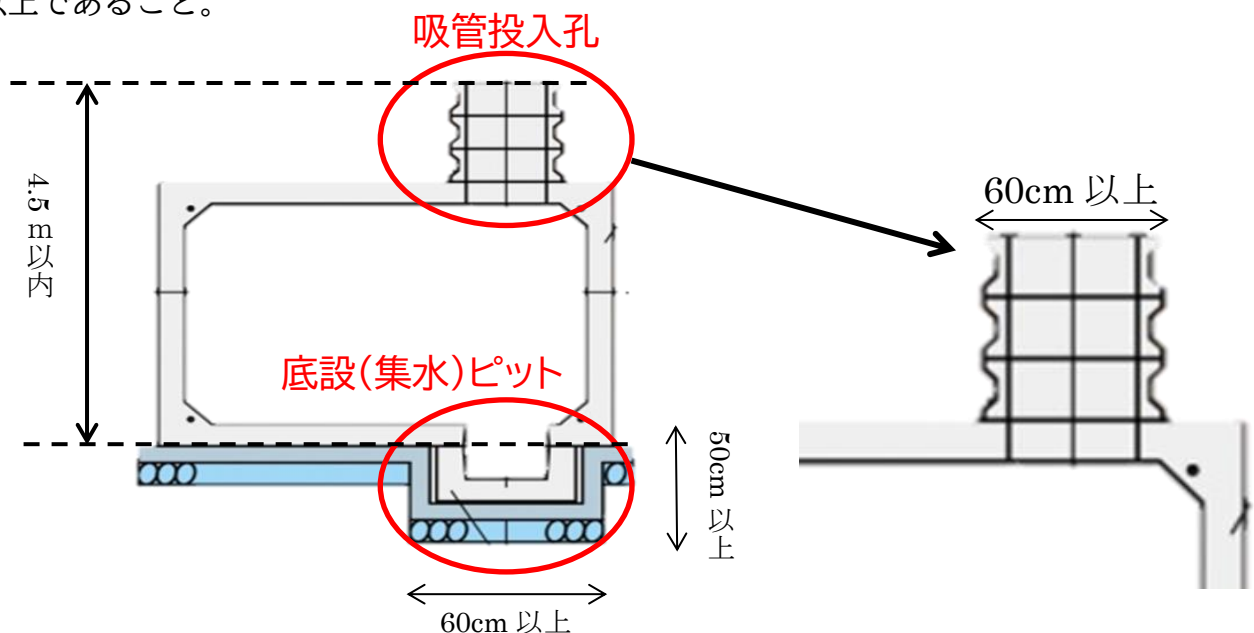
内寸法は角形ピットの場合で60センチメートル角以上

丸形ピットの場合で内径60センチメートル以上

(那覇市消防局開発行為に伴う消防水利施設の設置指導要綱より)

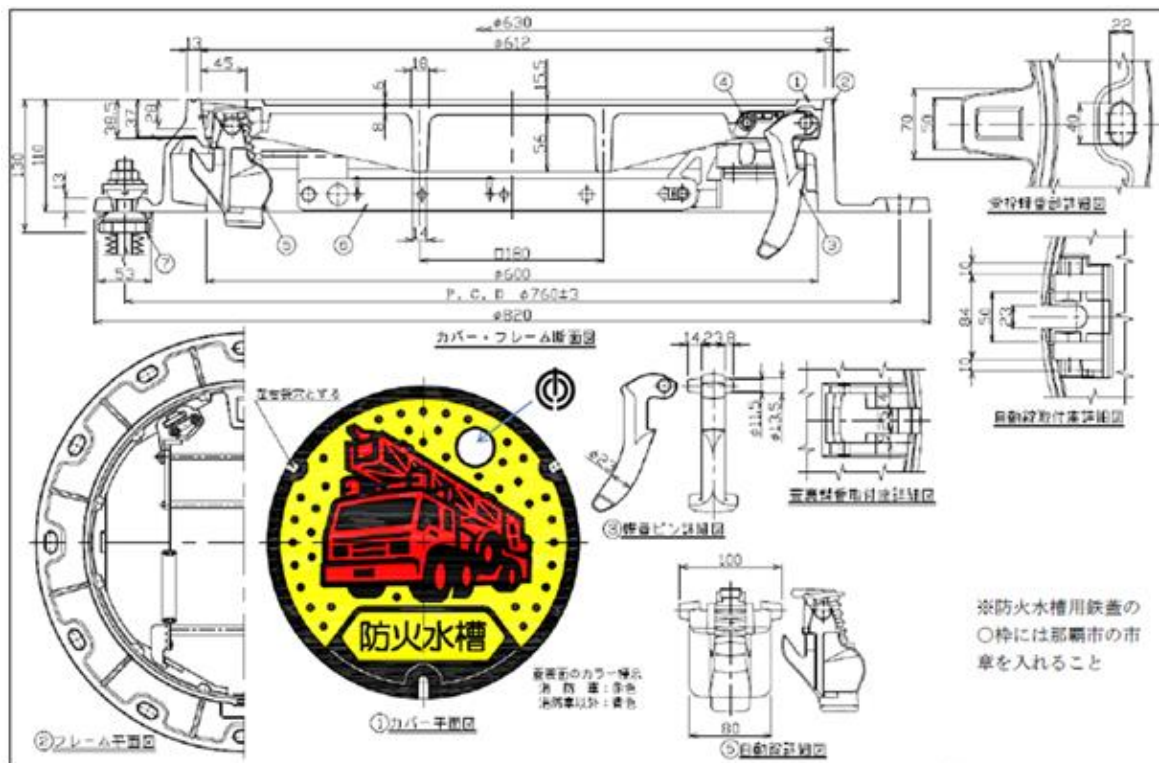


- ⑤ 水槽底の深さは底設(集水)ピットを除き地表面から4.5メートル以内
- ⑥ 消防ポンプ自動車が容易に部署出来る。
- ⑦ 吸管投入孔のある場合は、その一辺が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

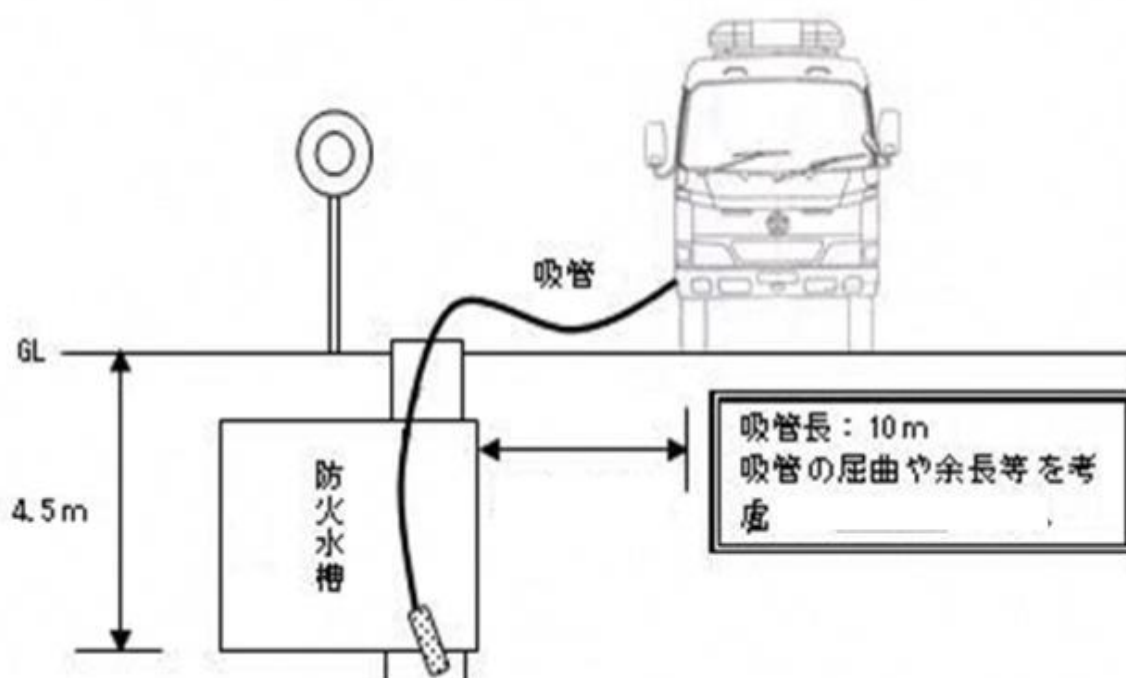


吸管投入孔とは

- ① 1 防火水槽に 1 箇所以上で、水槽の頂版上に取り付ける。
- ② 原則丸形で、内径 60 センチメートル以上
- ③ 開口部には、鑄鉄製あるいは同等以上の吸管投入孔蓋（鍵付き）を設置。
（下図 2 那覇市仕様）



- ④ 吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ連結立管は鉄筋コンクリート製・鑄鉄製又はこれと同等以上。 水平方向荷重で設置
- ⑤ 吸管投入孔の開口部は、ポンプ車が容易に部署できる箇所に設置。（下図 参考）

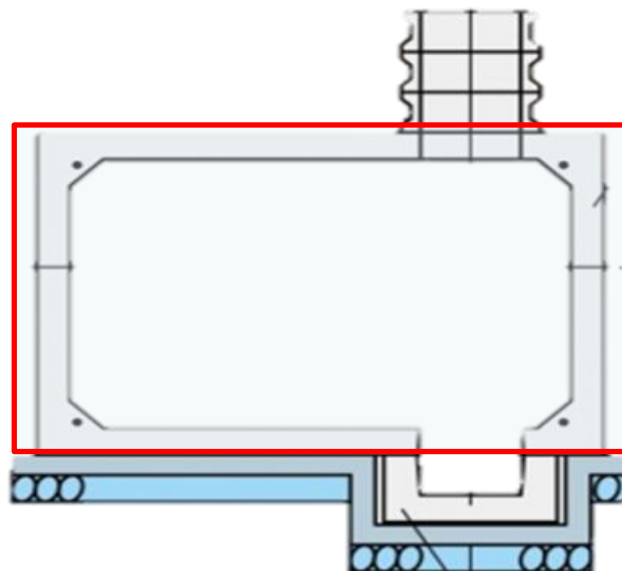


主要構造材料及び部材厚

- ① 現場打ち防火水槽のコンクリートは、設計基準強度(4週圧縮強度) **24メガパスカル**以上
二次製品防火水槽にあつては、**30メガパスカル**以上。
(根拠：日本消防設備安全センター「既存防火水槽の簡易式強度・耐震診断の手引き=P8」より)
- ② 鉄筋は、主鉄筋及び配力鉄筋は原則として直径13ミリメートル以上の異形鉄筋を30センチメートル以下の中心間隔で配置。
(根拠：日本消防設備安全センター「既存防火水槽の簡易式強度・耐震診断の手引き=P9」より)
- ③ 鋼材(鋼板)は、コンクリート被服又は防錆処理が施されたもの。
- ④ 頂版、側版、底版及び底設(集水)ピットの躯体の厚さは、下記のとおりとなります。
ア)現場打ち防火水槽=**30センチメートル以上**
イ)二次製品防火水槽の鉄筋コンクリート部材=**20センチメートル**
ウ)プレストコンクリート部材=**15センチメートル以上**
エ)鋼製部材=**3.2ミリメートル以上**
オ)FRP 部材=**4.5ミリメートル以上**
(根拠：ア)～エ)=日本消防設備安全センター「既存防火水槽の簡易式強度・耐震診断の手引き」より
オ)=日本消防設備安全センター発行「FRP 製二次製品防火水槽認定基準」より)
- ⑤ 栗石等により、必要な基礎固めをしてあること。
- ⑥ 維持管理のため、吸管投入孔の開孔部から水槽底におりられるように梯子(ステンレス製又はFRP 製)を設けること。

その他

- ① 水槽容量は、底設(集水)ピット及び吸管投入孔の連結立管の容積を含まないで算定。
(下図参考：赤枠のみ内で算定)



- ② 水槽の設計には、自重及び土かぶり荷重、上載荷重、土圧及び地下水圧、内水圧、浮力に対する強度を有し、耐久性があること。この場合の上載荷重は、自動車荷重を考慮すること。

二次製品防火水槽を使用する場合

- ① 二次製品防火水槽を使用し、工事を行う際は、財団法人日本消防設備安全センターが認定した旨の**証票を事前に消防局警防課に提出**する必要があります。
- ② 認定された二次製品防火水槽には、**認定証票(評定マーク)**を**表示する必要**があります。消防局警防課による中間検査で確認いたします。

発行番号 10-2129号

型式認定証

設備機器の種類	二次製品等設置用防火水槽
型式記号	ア40-1-A-0.0/1.0
設置場所の区分	1型
適用規格	GB156-08・GB157-08・GB158-08
製造所	福岡県福岡市中央区6-20-2
申請者	株式会社アーク
代表者氏名	代表取締役社長 小松 浩幸
認定番号	新-00001号
認定日	平成12年5月30日

上記適用規格に適合するものであることを認定します。

なお、本型式認定の有効期間は、平成25年3月31日まで。

財団法人日本消防設備安全センター
代表者 澤 純一

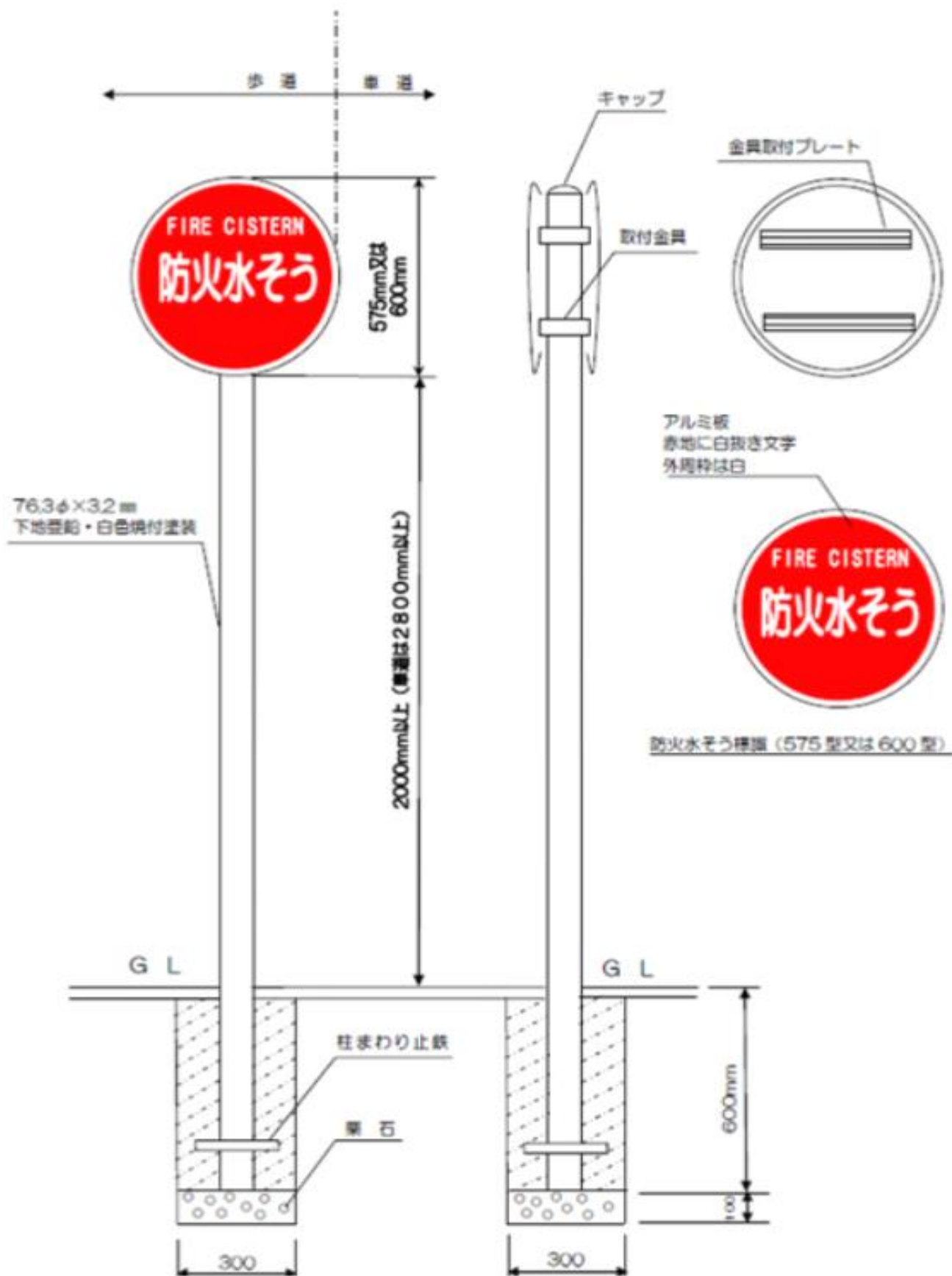


参考：日本消防設備安全センターの型式認定証及び認定証票

標 識

- ① 原則、防火水槽等の直近 (**概ね5メートル以内**) に設置する必要があります。
- ② 掲出方法は、支柱を利用し明確に確認できる方法となります。(下図 参考)

※ 防火水槽等の設置位置又は道路状況等設置上、特に困難な状況にある場合には、この限りではない。



図：那覇市消防局開発行為に伴う消防水利施設の設置指導要綱 別図2

防火水そう等用地

- ① 用地には、車両等が進入できない高さの車止めを設置又はフェンス等で区画境界標識により区画を明確にする。

ただし、通路などの共有部分の地下に防火水槽を設置する場合は、変色はく離しない溶着塗装による表示を施し、形状は下記別図3のとおりとする。



(写真1 フェンス等による区画境界)



(写真2 車止め等による区画境界)

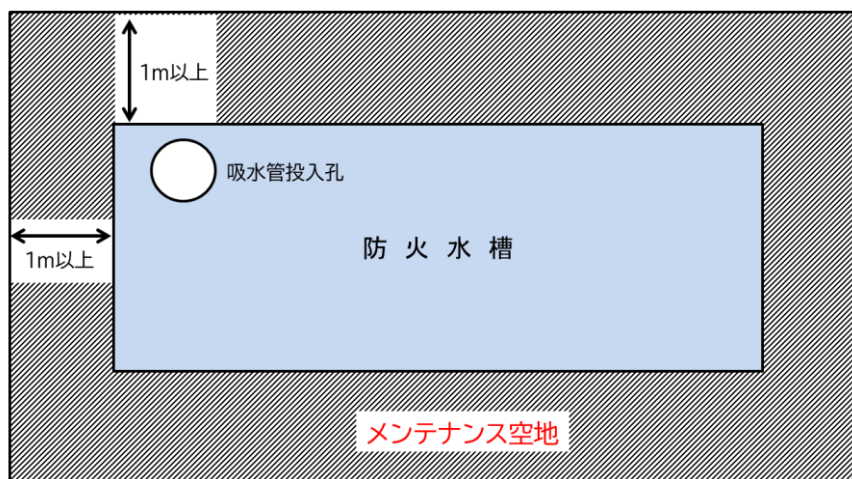


(写真3 駐車禁止等の表示)

(別図3)



- ② 防火水そうの外壁の周囲から1メートル以上の空地を保有。(メンテナンス空地) その上部はコンクリート張りにすること。(草木等が茂らない構造にすること)



青色＝防火水槽

周辺の網掛け＝メンテナンス空地

開発行為における警防課との手続き（流れ）

1) 事前協議

- ① 既存の防火水そう等の有無とその取扱い
- ② 防火水そう等設置の必要の有無
- ③ 防火水そう等の種類及び位置
- ④ 防火水そう等の構造及び規模
- ⑤ 防火水そう等施行計画
- ⑥ 防火水そう等の管理方法
- ⑦ 防火水そう等及び用地の帰属に関する事項
- ⑧ 消防活動上必要な事項
- ⑨ その他必要な事項

2) 協議(変更協議)申出書の提出（申請者 ⇒ 警防課）

事前協議にて、調整・決定した上記9つの内容を基に、消防局警防課へ「**開発行為に伴う消防水利に関する協議(変更協議)申出書(第1号様式)**」を提出する必要があります。その際に、開発行為に伴う各種計画図等の添付もお願いいたします。

また第三者により、申出書を提出する場合は**委任状**が必要となります。

※委任状に関しては、様式を問いませんが必要であれば警防課にて雛形がありますので、お問い合わせください。

3) 消防水利施設協定書の締結（申請者 ⇄ 警防課）

開発行為者(申請者)から、「協議(変更協議)申出書」の提出がされた後、事前協議で調整した内容を検討し警防課にて「**消防水利施設協定書(第3号様式)**」を作成し、消防局(警防課)と申請者の双方にて押印を行い、双方で保管していただきます。

消防水利施設協定書の内容は次のとおりです。

- ① 設置する防火水槽について
- ② 施行に関する費用負担について
- ③ 用に供する土地の帰属について
- ④ 工作物(防火水槽)の寄附について
- ⑤ 公共施設管理協議書の締結について
- ⑥ その他必要な協議について

※ 協議内容によっては、協定書の内容が異なる場合もありますのでご了承ください。

4) 協議(変更協議)同意書の交付（警防課 ⇒ 申請者）

開発行為者(申請者)と消防局(警防課)で消防水利施設協定書の締結後、開発行為者（申請者）に対して「**開発行為に伴う消防水利に関する協議(変更協議)同意書(第2号様式)**」を交付いたします。本同意書をもって、開発行為に伴う協議への警防課の同意となります。

※ 協議申出書及び消防水利施設協定書の内容に変更があった場合には、直ちに**変更協議申出書**の提出をお願いいたします。その後、消防水利施設協定書の再締結の必要がある場合があります。

5) 着 工 届 (申請者 ⇒ 警防課)

開発行為者(申請者)は、防火水槽の設置に着手する場合、その旨を消防局(警防課)へ届け出る必要があります。

その際には、「消防水利工事着手届出書(第4号様式)」を消防局(警防課)へ届け出てください。

※ 届出書に関しては、中間検査の項目ごとに予定年月日の記載が必要となります。

6) 中 間 検 査

開発行為者(申請者)から、届け出のあった「消防水利工事着手届出書」に基づき、必要に応じて、警防課職員の立ち合いの元、中間検査を実施致します。

また、各施工の工程がわかる写真等の提出も必要となります。

警防課職員の立ち合いする中間検査の項目については、頁15を参照ください。

7) 消防水利(防火水槽)完成検査申請 (申請者 ⇒ 警防課)

開発行為者(申請者)は、防火水槽の設置工事が完了した場合は、「消防水利完成検査申請書(第5号様式)」を消防局(警防課)に提出し、完成検査を警防課職員立ち合いの元、実施する必要があります。

8) 完 成 検 査

開発行為者(申請者)から、提出のあった「消防水利完成検査申請書」に基づき、警防課職員の立ち合いの元、完成検査を実施致します。

完成検査の項目については、頁16を参照ください。

9) 完成検査済証の交付(警防課 ⇒ 申請者)

警防課立ち合いの元、完成検査を実施し、防火水槽について基準に適合していた場合、警防課から開発申請者へ、「消防水利完成検査済証(第6号様式)」を交付いたします。

10) 消防水利施設管理協議書の締結 (警防課 ⇄ 申請者)

開発行為者(申請者)から提出された申出書(第1号様式)に対して、消防水利施設協定書(第3号様式)の締結を行い、同意書(第2号様式)が交付された後に、開発行為者(申請者)と那覇市消防局(消防局長)との間で、土地の帰属に関する協議書の締結を行います。

消防水利施設協議書の内容は次のとおりです。

- ① 公共施設の維持管理について ② 帰属に関する費用負担について
- ③ 防火水槽区域への立入について ④ 義務の承継について
- ⑤ 帰属に関することについて ⑥ 協議について

※ 協議内容によっては、協議書の内容が異なる場合もありますのでご了承ください。

1 1) 防火水槽等用地の帰属 (警防課 ⇄ 申請者)

防火水槽の完成検査が終了した後、防火水槽用地の帰属の手続きとなります。

開発行為者(申請者)から、必要書類を提出してもらった後、消防局警防課にて帰属に伴う手続きの申請を法務局等にて行います。

ただし、諸般の事情により、防火水槽用地を帰属することが困難な場合は消防局(警防課)と防火水槽の取扱いについて協議することとなります。

帰属日に関しては、公告の翌日をもって帰属となり、那覇市が管理するものとなります。

(例：防火水槽用地の所有権の問題、設置場所に関して帰属を行うのに問題がある場合等)

1 2) 工作物(防火水槽)の寄附 (警防課 ⇄ 申請者)

工作物(防火水槽)は、無償にて消防局(警防課)へ寄附をしていただきます。

その際、「防火水槽寄附申込書(第7号様式)」を消防局(警防課)へ提出していただきます。

ただし、諸般の事情により、工作物を寄附することが困難な場合は消防局(警防課)と防火水槽の取扱いについて協議することとなります。

寄附日に関しては、公告の翌日をもって寄附となり、那覇市が管理するものとなります。

1 3) 帰属及び寄附の完了について

那覇市のホームページ等により、「開発行為及び公共施設に関する工事の完了について」公報いたします。その公報での公告の翌日の日付をもって帰属及び寄附の完了となります。

1 4) そ の 他

① 防火水槽等の変更がある場合

防火水槽の位置、構造、使用等について変更がある場合には、必ず事前に消防局(警防課)に連絡し、「開発行為に伴う消防水利に関する変更協議申出書(第2号様式)」にその内容を記載し、提出してください。

※ 変更の内容によっては、再協議する必要があります。

事前協議にて調整していた、構造等に変更があった場合、那覇市が帰属を受けれない場合があります。

② 消防水利の設置が不要な場合

開発区域に既設の消防水利があり、開発区域を包含している場合、防火水槽の設置を要しない場合がありますが、開発行為者がその、設置を要さない書面を求める場合、

「確認書(第1号様式)」を警防課から開発行為者へ交付することが出来ますので、お問い合わせください。

防火水槽の中間検査

中間検査

① 地盤の床堀が完了したとき。



② 基盤の仕上げが完了したとき。



③ 底板配筋の組立てが完了したとき。



④ 側版配筋の組立てが完了したとき。



⑤ 頂床版配筋の組立が完了したとき。



⑥ 二次製品の場合は、当該製品が
工事施工箇所に到着したとき。



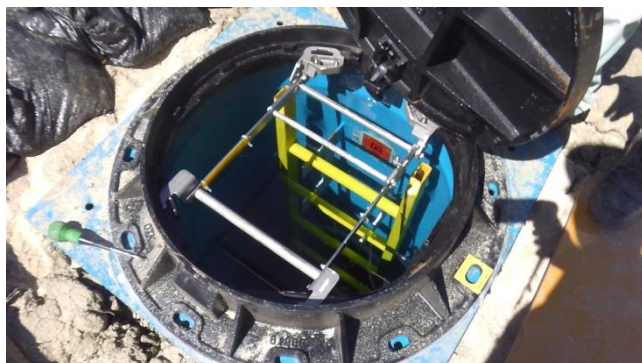
⑦ その他必要と認めたとき

※ 中間検査の実施予定日を、「消防水利工事着手届出書（第４号様式）」に記載してください。
各施工の工程がわかるように写真等で警防課へ提出してください。（様式は問いません）

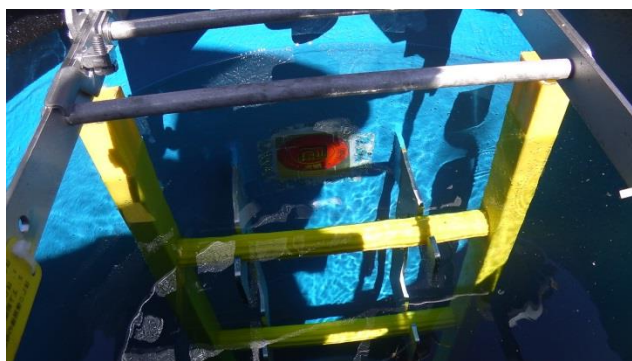
防火水槽の完成検査

水張り検査

- ① 吸管投入孔蓋を設置後に吸管投入孔蓋部分から約－１０センチメートルまで上水を張る。
※工業用水によるものは認められません。



- ② １週間以上経過した後に水量を確認し、減水していれば、再度同じ位置まで水を張り確認。



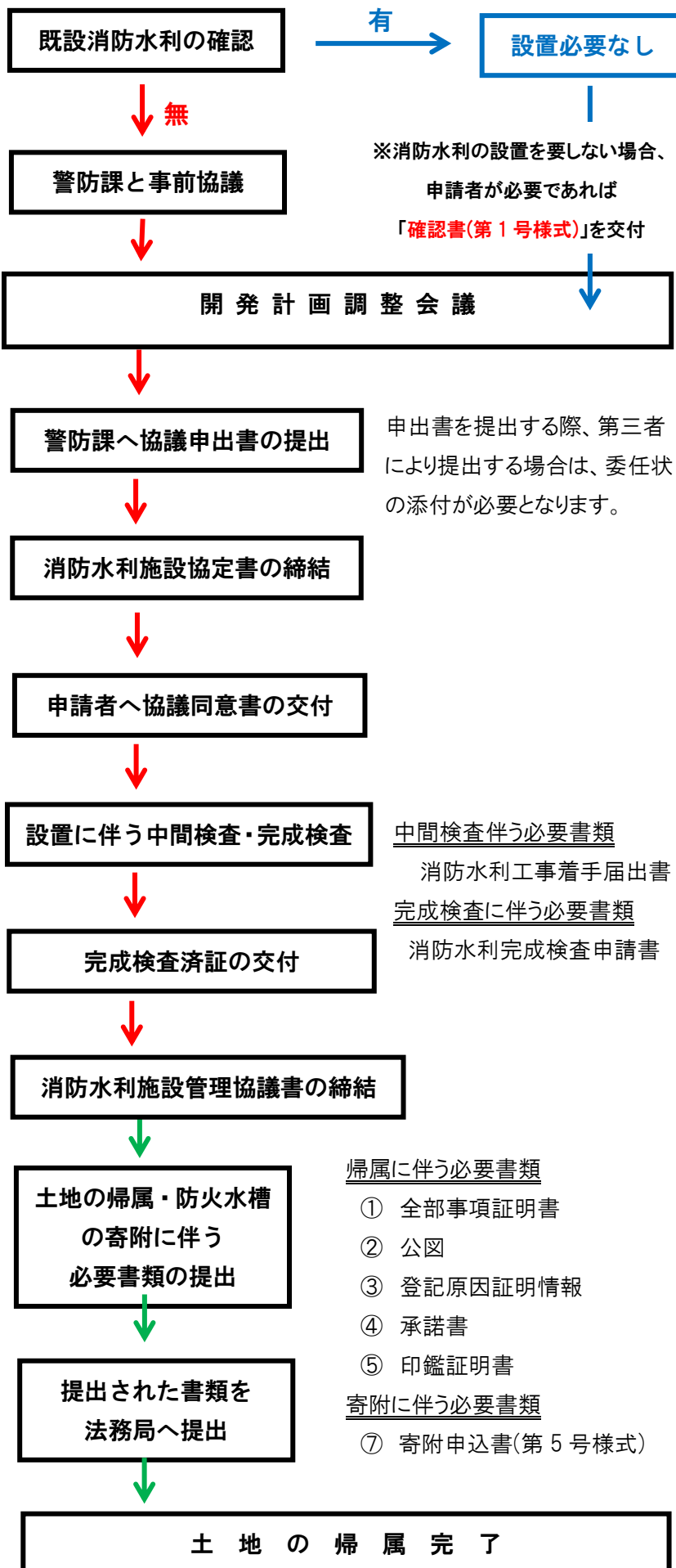
- ③ ２４時間経過後の水位の減水は－１０センチメートル以内。
ただし、コンクリート構造でない場合は－３センチメートル以内。

※ 完成検査の実施日を、「消防水利完成検査申請書（第５号様式）」にて提出してください。

防火水槽の各費用負担について

消防水利施設の施工設置、帰属に関する登記等のすべての費用は、
開発行為者の負担となります。

開発行為に伴う防火水槽設置の流れ（フローチャート）



消防局警防課に、開発区域の図面等を持参の上、問い合わせください(銘苅 2-3-8 4 階)

設置が必要な場合、設置条件、費用、帰属、寄附及び管理等について協議を行います。

開発計画調整会議にて、防火水そう設置の有無について、意見を述べます。
(建築指導課 所管)

消防水利施設協定書の締結後、申請者へ協議同意書を交付いたします。

検査内容に関しては、フローチャートの「中間検査」「完了検査」を確認してください。

※③及び④については、警防課にて様式を発行

那覇市公報にて掲載

各種書類等

「確認書」第1号様式

第1号様式(第10条関係)

那 消 警 第 号
年 月 日

様

那覇市消防局
消防局長

印

確 認 書

下記の開発区域は、消防水利の配置状況を検討した結果、消防法第20条第1項の規定に基づく消防水利の基準に適合するため、消防水利の設置を要しないと認める。

記

- 1 開発区域の所在地
- 2 開発行為申請者
- 3 既存消防水利

※ 本様式にあっては、那覇市消防局（警防課）のホームページからダウンロードしてください。

「開発行為に伴う消防水利に関する協議(変更協議)申出書」第2号様式

第2号様式(第11条関係)

開発行為に伴う消防水利に関する協議(変更協議)申出書 年 月 日 那覇市消防局長 宛 (警防課) 申出者 住所 氏名 印 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 都市計画法第32条(第1項・第2項)の規定に基づく開発行為に伴う下記の消防水利に関する協議を申し出ます。		
開発行為の概要	開発区域の位置	那覇市
	開発区域の面積	平方メートル
	開発行為の目的	
	設 計 者	住所
		氏名
		担当者 電話番号
公共施設の概要	名 称	
	種類、規格、数量	
	開発区域内・外	区域内 区域外
	新 設 ・ 既 設	
協議の内容	1 消防水利施設の設置位置について 2 消防水利施設の構造及び施工について 3 消防水利施設の設置後の管理(帰属)について 4 消防水利施設の必要な事項について	
※処理欄		

第2号様式(第11条関係)

注 ※印のある欄は、記入しないでください

※ 本様式にあっては、那覇市消防局（警防課）のホームページからダウンロードしてください。

「開発行為に伴う消防水利に関する協議（変更協議）同意書」第3号様式

第3号様式(第11条関係)

那 消 警 第 号
年 月 日

様

公 共 施 設 管 理 者
那覇市消防局長 印

開発行為に伴う消防水利に関する協議(変更協議)同意書

年 月 日に申し出のあった次の開発行為に伴う消防水利に関する協議(変更協議)については、次の条件を付して同意します。

協議の内容			
同意の条件			
開発行為の概要	開発区域の位置		
	開発区域の面積		
	開発行為の目的		
	申出者の住所及び氏名		
	設計者の住所及び氏名		
公共施設の概要	公共施設の名称		
	種類・規格・数量		
	開発区域内・外		
	新設・既設		

※ 本様式にあっては、那覇市消防局（警防課）のホームページからダウンロードしてください。

「消防水利工事着手届出書」第4号様式

第4号様式(第12条関係)

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(警防課)

届出者 住 所
氏 名
電話番号

印

消防水利工事着手届出書

このたび開発行為により、下記のとおり、消防水利の工事に着手しますので届け出ます。

記

開 発 区 域 の 位 置					
公 共 施 設 の 名 称					
工 事 着 手 年 月 日					
中間検査 予定年月日 (工程ごとに連絡 してください)	1 回	年 月 日 時 分頃	工 程		
	2 回	年 月 日 時 分頃	工 程		
	3 回	年 月 日 時 分頃	工 程		
	4 回	年 月 日 時 分頃	工 程		
	5 回	年 月 日 時 分頃	工 程		
	6 回	年 月 日 時 分頃	工 程		
工事施工者	所 在 地 及 び 代 表 者 名	住 所 氏 名			
	工事現場管理者名			TEL	

※ 本様式にあっては、那覇市消防局（警防課）のホームページからダウンロードしてください。

「消防水利完成検査申請書」第5号様式

第5号様式(第15条関係)

年 月 日

那覇市消防局長 宛
(警防課)

届出者 住 所
氏 名
電話番号

印

消防水利完成検査申請書

このたび開発行為により、下記のとおり消防水利の工事が完了しましたので関係書類を添付して完成検査を申請します。

記

開 発 区 域 の 位 置			
公 共 施 設 の 名 称		防火水槽 基 ☐ 現場打ち ☐ 二次製品 その他 ()	
完 成 検 査 予 定 日 時		年 月 日 時 分頃	
工 事 施 工 者	所 在 地 及 び 代 表 者 名	住 所 氏 名	
	工事現場管理者名		TEL

※ 本様式にあっては、那覇市消防局（警防課）のホームページからダウンロードしてください。

「消防水利完成検査済証」第6号様式

第6号様式(第16条関係)

那 消 警 第 号
年 月 日

様

公 共 施 設 管 理 者

那覇市消防局長

印

消防水利完成検査済証

下記の消防水利は、開発行為に伴う消防水利施設の設置指導要綱に規定する消防水利の設置基準に適合していることを証明します。

記

開 発 区 域 の 位 置		
公 共 施 設	種 別	
	構 造 ・ 規 格	
	数 量	
工 事 施 工 者	住 所	
	氏 名	
完 成 検 査 年 月 日		年 月 日

※ 本様式にあっては、那覇市消防局（警防課）のホームページからダウンロードしてください。

「防火水槽寄附申込書」第7号様式

第7号様式(第17条関係)

年 月 日

那覇市消防局長 宛

住所又は事務所
の所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

防火水槽寄附申込書

下記の防火水槽を無償にて、那覇市消防局に 年 月 日に寄附します。

記

- 1 施設場所 那覇市
- 2 寄附物件 防火水槽 m³級（道路用・敷地用）
- 3 物件基数 基
- 4 完成年月 年 月

※ 本様式にあっては、那覇市消防局（警防課）のホームページからダウンロードしてください。

お問い合わせ先

那覇市消防局 警防課

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号

TEL : 098-867-0911

FAX : 098-869-1190